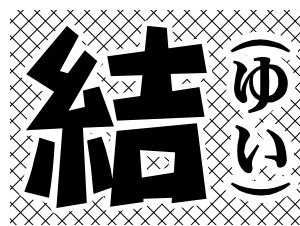


非正規センター・ゆい会員通信

2009年11月25日
第5号



NPO法人ゆうせい非正規労働センター

東京事務所

東京都千代田区外神田6-15-14-502

関西事務所

兵庫県姫路市西中島208-4-201

Tel&Fax 079-222-0738

第2会総会報告

《11月15日 大阪・東淀川人権文化センター》

2009年11月15日(日)、大阪・東淀川人権文化センターにおいて、NPO法人ゆうせい非正規労働センターの第2回総会を開催しました。

第2回総会は、同日開催とした第6回ゆうメイ全国交流会で職場の問題点等については論議することとし、12時から13時までの短時間の総会となりましたが、「ゆい会員通信第4号」の活動報告及び2009年度の活動方針を確認し終了しました。

【第2会総会決定事項】

1 略称

本法人の略称

「非正規センター(ゆい)」と正式決定

2 賛助会員入会金の廃止

議決権のある正会員と入会金・会費とも同額となっていました賛助会員の会費を見直し、今後の会員拡大につなげていくことを含め、下記の通り本法人の会費を変更しました。

○正会員 入会金2,000円 会費2,000円

○賛助会員 会費2,000円

○賛助団体 入会金2,000円 会費一口2,000円
(賛助団体の会費の上限は設けない)

※なお、会費については、年会費であり、年度内に入会あるいは継続していただいた会費は、加入月日にかかわらず、その年度の会費となります。

(2009年度 09年10月1日～10年9月30日)

3 会計規則の決定

「会員通信第4号」の第2回総会議案で提起していました「会計規則」を第2会総会で決定しました。

今後「会計規則」により本法人の会計を執行していくこととなります。

4 主な活動方針

・会員拡大

リーフレットを活用し、会員拡大を今年度の最重要課題として取り組む。

・継続した労働相談の取り組み

・学習資料の発行

—本年度の予定—

「職場の権利ブック(3)」(賃金関係)

「労働条件Q & A」(2回)

「期間雇用社員の実態報告集」

・全国一斉電話労働相談実施

・学習交流会の開催

一つでも多い各地域・職場において、学習交流会を開催し、期間雇用社員、正社員の交流と学習を深めるとりくみを進めていきます。

会員継続をお願いします

《郵便振替口座》

加入者名 ゆうせい非正規労働センター

口座番号 00980-5-107896

第6回ゆうメイト全国交流会

2009年11月15日/東淀川人権文化センター
主催:NPO法人ゆうせい非正規労働センター

100名を超える仲間が結集!

非正規センター(ゆい)第2回総会と同日、11月15日に「第6回ゆうメイト全国交流会」を開催し、全国から100名を超える期間雇用社員・正社員が結集しました。

全国の仲間による意見交換、講師による学習、懇親交流会での楽しく交流を深める取り組みとして、毎年1回開催しています「ゆうメイト全国交流会」も今年で6回目を迎えました。



交流会プログラム

- 司会挨拶(豊中支店・榊さん)
- 主催者挨拶(城東支店・天野さん)
- 期間雇用社員新賃金概要提起
- 記念講演 鴨桃代さん(全国ユニオン会長)
--派遣村のたたかひの意義と課題--
- 各地からの報告
- パネルディスカッション
--スキル評価の総点検--
- 懇親交流会
--ビールとお酒、軽食で懇親--

《派遣村を作らない闘いを!》 鴨桃代さん講演



今回のメインとして、アメリカ発の金融危機による世界同時不況の中で、昨年年末から今年にかけて大きな社会問題ともなりました住んでいる住居(社宅)をも一方的に放り出される「派遣切り」に対して、派遣労働者に生きる場を確保し、政府の派遣労働者対策を迫

るたたかひとして展開されました「派遣村のたたかひ」について、その闘いの中心を担ってこれら

た全国ユニオン会長の鴨桃代さんから「派遣村のたたかひの意義と課題」と題して講演をしていただきました。

鴨さんの講演内容は、派遣村を作るに至った状況、派遣労働者の置かれている実態、現実に働いている労働現場との契約関係が存在しないことによる問題点、さらには、偽装請負につながっている実態、等々の派遣労働をめぐる様々な問題点を具体的に提起され、一刻も早い登録型派遣の全面禁止を含めた派遣法の改正が必要であり、基本的には派遣村を作らなくてもよい闘いが求められていると提起されました。

また、派遣労働を含め、非正規雇用の均等待遇実現に向け、労働組合が自らの課題として取り組んでいく必要性を提起されました。

※鴨桃代さんの講演については、講演すべての録音を非正規センター(ゆい)ホームページで聞くことができます。是非お聞き下さい。

《納得できない評価に黙っていない!》

----パネルディスカッション

スキル評価の総点検----

今回のパネルディスカッションは「スキル評価」に絞って、関東・東京・東海・近畿・中国・九州の期間雇用社員のパネラーから問題提起を行い、



岡山の橋田さんの司会で「スキル評価の総点検」を行いました。

各地方でスキル評価のあり方の違いも明らかになっていますが、やはり基本的には「納得できない評価には、黙っていない」ことが何よりも必要であることが各パネラーから提起されました。

非常に不十分でかつ問題点も多い制度ですが、「苦情相談制度」を活用し、問題点をきっちり指摘する取り組みを積み重ねていくことが重要であり、とりわけ、組合として問題点を追及できる「苦情処理会議」の活用こそが、管理者により恣意的な評価に歯止めをかけていく闘いであることをお互いに確認しました。

そういう意味を含め、非正規雇用労働者の労働条件改善・均等待遇改善に向けいかに闘うのか、労働組合のあり方が問われているといえます。

《各地からの報告が投げかけた問題点》

交流会では各地からの報告として

- 登戸局被災ゆうメイト損害賠償請求裁判勝利報告
- 岡山期間雇用社員・萩原さん雇止め撤回裁判報告
- J P E X設立による労働条件不利益変更とのたたかい報告

以上の報告が行われました。

仕事上の怪我で右手が不自由になり歩行にも支障があるにもかかわらず、補償打ち切り、退職に追い込まれた登戸局元ゆうメイト永田さん。

自分の「不注意」があったものの、相手に怪我をさせたものでもなく、自らも仕事を休む事故でもなく、正社員なら絶対に解雇とならない事故で生活をも奪いさる雇止め＝解雇となった萩原さん。



会社の営業上の理由で一方向的に生活もできなくなる勤務時間・日数を削減され、その同意を拒否すると雇止め＝解雇されそうになった期間雇用社員の仲間たち。

鴨さんの講演で提起された派遣労働者の置かれている問題点、そして、これらの報告から共通の問題として明らかになっているのは、非正規雇用であるというただその一点において、まるで「もの」のごとく使い捨てられている実態であり、会社の社会的責任を果たさそうともしない対応です。

非正規センター(ゆい)は、会員拡大の呼びかけにリーフレットを作成し、そのリーフレットのなかで「人として生きるために」との主張を一番に掲げています。

各報告でも明らかなように、正社員には非常に不十分ながら少しは保障されている諸権利も奪い去られ、非正規であるということのみにおいて、差別され、虐げられ、人間としての権利・尊厳さえ踏みにじられている実態。これこそが今日の非正規労働者における基本的な問題といえます。

《もりあがった「懇親交流」》



ゆうメイト全国交流会の第二部として、昨年に引き続き広島・植本さんの名司会(?)により、例年通り、ビールとお酒、軽食でにぎやかに、楽しく、わいわいと、懇親交流会を開催しました。

参加者全員の「一言自己紹介」、東京の仲間による「コント」、毎年お世話になっています「クミ・タミ」さんによる歌、そして、各地からの報告など、全国各地から参加した期間雇用社員・正社員の交流を深めました。

各地域・各職場での「ゆうメイト交流会」を開催し、一人一人の問題点や課題を共有しつつ、問題点解決に向け、共にとりくみを進めていきましょう。

非正規センター(ゆい)の提言

非正規雇用労働者は全雇用者人数の33.6%、約1,700万人、郵政グループにおいても、約22万人の非正規雇用労働者＝期間雇用社員が働いている。

また、本年10月に「日本の貧困率」は15.7%と発表され、毎年貧困率が拡大していることも明らかとなった。「貧困率」とは、全所得者の真ん中の金額を基準にその半額に満たない者の占める割合であり、金額的には年収114万円以下の者が占める割合である。

郵政期間雇用社員も、年収200万円未満が7割との調査結果も出ており、まさに郵政期間雇用社員は、ワーキングプアとして働いている。

賃金だけではなく、雇用制度・労働条件においても、正社員との大きな格差の中で働いており、とりわけ雇用においては、景気動向等に対応しつつ低賃金かついつでも使い捨て可能な「雇用の調整弁」としての役割を担わされているのが現状である。

私たちは、このような郵政期間雇用社員の置かれている現状を踏まえ、非正規雇用労働者が人間として生き、働き続けることができる雇用と労働条件確立に向け、以下の通り提言する。

1. 基本提言

憲法25条は、全ての国民が健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると宣言している。しかし、非正規雇用労働者の多くはワーキングプアといわれる生活を余儀なくされ、人として生きる権利を奪われている現状であり、その基本的な問題点は有期雇用としての非正規雇用制度そのものにある。

よって、私たちは、非正規雇用制度の撤廃を基本として以下の提言を行う。

- ・ 非正規雇用は、臨時的・季節的雇用に限定
- ・ 同一労働同一賃金の原則を全ての労働者に適用
- ・ ワーク・ライフ・バランス(働き方の多様化)の趣旨を踏まえ、短時間正社員制度の確立、勤務時間・日数を含めた働き方の個人の自由な選択保障
- ・ 全ての労働者に働く場を確保し、社会保障の整備及びワークシェアリングの拡充

2. 郵政期間雇用社員の当面の課題

22万人の非正規雇用労働者を雇用する一大企業としての社会的責任を踏まえ、郵政グループとして下記課題について、早急な解決が必要とされる。

- ・ 同一労働における賃金を含めた正社員との労働条件均等待遇実現
- ・ 登用制度の透明化、公平性の確保
- ・ スキル評価基準の明確化と公正化

2009年11月15日

第6回ゆうメイト全国交流会参加者一同
NPO法人ゆうせい非正規労働センター

同封しています「リーフレット」を活用し、会員拡大の取り組みを！
リーフレットが必要な場合は「リーフレット送付希望」の表題でメールで要請下さい。